

平成28年度施行 介護支援専門員の研修体系・ カリキュラムの改訂に関して

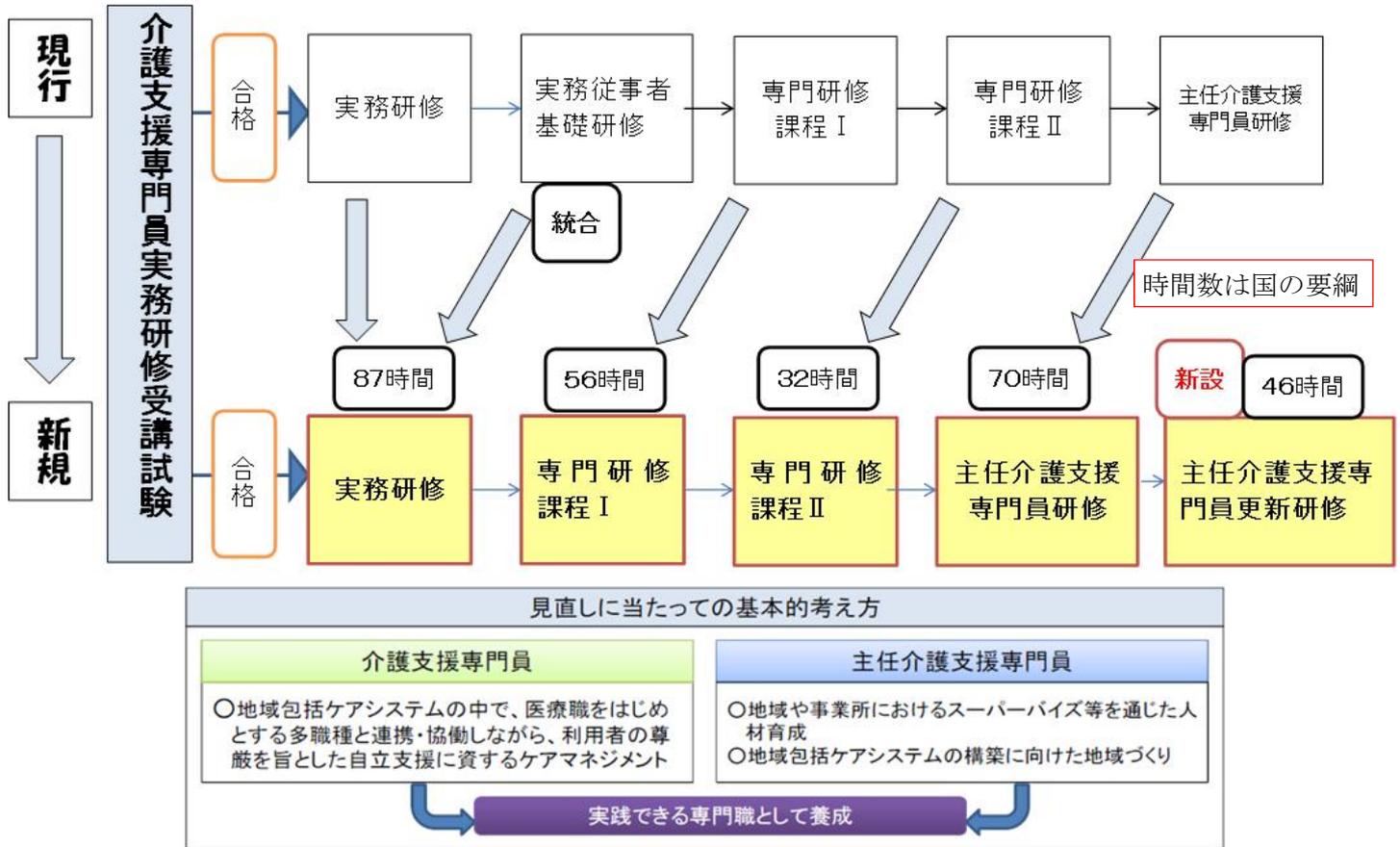
平成28年11月版
大阪府

目次

- 1 変更のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 2 主任介護支援専門員更新研修に関して・・・・・・・・・・ 3 ページ
 - (1) 経過措置
 - (2) 受講要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 3 介護支援専門員として受ける研修の流れ・・・・・・・・・・ 5 ページ
 - (1) 実務研修修了から
 - (2) 主任介護支援専門員として更新する場合・・・・・・・・ 6 ページ
 - (3) 再研修を受講する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 4 研修スケジュール・問い合わせ先等・・・・・・・・・・ 8 ページ

平成28年度からの介護支援専門員研修カリキュラム等変更のポイント

平成 28 年度からの介護支援専門員研修制度の見直し



カリキュラム見直しのポイント

- ① 演習を中心とした、研修内容・研修時間の拡充
- ② 地域包括ケアシステムの構築と医療職をはじめとした多職種との連携・協働にかかる科目の充実
- ③ 実務研修と実務従事者基礎研修を統合
- ④ 実務研修におけるケアマネジメントプロセスの見学実習を新たに導入。
- ⑤ 主任介護支援専門員研修の受講要件の見直し
- ⑥ 主任介護支援専門員更新研修の創設
- ⑦ 修了評価の実施
- ⑧ 課題整理総括表、評価表の活用

主任介護支援専門員更新研修に関して

- 主任の更新研修を修了すれば、更新研修を免除される。
- 介護支援専門員証の有効期間は、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間(5年間)に置き換えられる。
- 平成25年度以前の主任介護支援専門員研修修了者に経過措置あり。
- 受講要件を新設

経過措置

主任研修の修了年度	主任更新の修了期限
平成18年度～平成23年度の修了者	平成31年3月31日(平成30年度中)
平成24年度～平成25年の修了者	平成32年3月31日(平成31年度中)

注意点

- ① 元の介護支援専門員証(以下、「証」)の有効期間が切れてしまったら、主任更新はできません。元の証の有効期間内に主任更新を修了できない場合は、先に元の証を更新する必要があります。
- ② 主任更新の要件を満たさない場合、介護支援専門員として元の証を更新してください。
- ③ 平成26年度以降に主任介護支援専門員研修を修了した方は、修了日から5年以内に主任更新を受けてください。
- ④ 主任更新をしなかった方で、再び主任介護支援専門員としての資格を得るには、主任介護支援専門員研修をもう一度受けることになります。

受講要件

平成28年11月現在

共通要件	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員
個別要件	① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者
	② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
	③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
	④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
	⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員としての業務をしていると証明される者
	⑥ 実務研修の実習等において指導した実績がある主任介護支援専門員

受講要件 ①、③～⑦の提出書類 ほか

受講要件① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

- ここでいう研修とは、法定研修(実務研修、更新研修等)に限る。
また、主任介護支援専門員の有効期間内に講師をした証明書を提出すること。
- 法定外研修の講師やファシリテーターとして研修に参加した者は、②の要件に照らし、研修1回につき3時間を上限として、講師を行った時間分、研修を受講したものとみなす。この場合、研修実施団体からの依頼文、依頼に係る研修のカリキュラムを提出すること。
ただし、同一内容の講義等を複数回実施する場合は、2回目以降は含まない。

受講要件③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

- ここでいう研究大会等とは、介護支援専門員を対象とする学会、研究大会とし、全国又はブロック(近畿、東海、中国等のブロック)で開催されるもの。学会・研究大会カリキュラム、発表内容の抄録等の写しを提出すること。

受講要件④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

- 研修終了日まで有効な認定証を提出すること。

受講要件⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員としての業務をしていると証明される者

- 現在、地域包括支援センター主任介護支援専門員として位置づけられる者である在籍証明書を提出すること。

受講要件⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者

- H29年度以降に行われる新カリキュラムの実務研修の実習研修において、指導を行った場合、見学実習報告書を提出すること。※平成29年度4月実施の主任更新研修の要件には含まれません。

受講要件⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

- 大阪府が認める者については、現在のところ受講要件として想定するものはない。

受講要件②の提出書類 ほか

② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者について

平成29年4月実施(平成29年1月末募集締め切り)の受講要件について

① 該当期間	平成28年1月から研修申込締切日までの概ね1年程度
② 研修実施機関	市町村・広域連合(委託も可)、地域包括支援センター、職能団体等
③ 研修時間	1つの研修が4時間以上 (1日あたりの時間が短くても、複数日にわたって開催され、1つの研修として4時間以上であればよい。)
④ 対象者	介護支援専門員であること
⑤ 研修内容	専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの (平成28年9月15日 高介第2294号 主任介護支援専門員更新研修の受講要件等について(通知)別紙3参照)
⑥ 修了確認	研修主催者が受講者の出席状況を確認し、修了した者に修了書等を発行する等
⑦ 提出物	研修内容の確認と、研修修了を確認するため、以下の書面の提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラム等内容がわかるもの ・修了証等(出席、修了が確認できるもの)

平成29年11月実施(平成29年8月末募集締め切り)の受講要件について

① 該当期間	平成28年8月から研修申込締切日までの概ね1年程度 (なお、平成30年度以降は、研修申込締切日から起算して、主任更新研修を受講する時期に対応して、必要となる期間(概ね1年ごとに③の基準を満たす必要あり)とする)
② 研修実施機関	都道府県・市町村・くすのき広域連合(委託も可)、地域包括支援センター、職能団体(介護支援専門員に対する職能団体(支部も含む))及び法定研修の指定・委託団体のみ(平成29年2月以降に実施された受講要件の対象となる法定外研修は、ホームページで公開された「介護支援専門員資質向上研修(法定外研修)の掲示一覧」に掲載された研修のみが該当)※
③ 研修時間	研修1回あたりの時間数は、1時間以上とすること ただし、 毎年、4回以上かつ合計12時間以上受講すること
④ 対象者	介護支援専門員であること
⑤ 研修内容	専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの (平成28年9月15日 高介第2294号 主任介護支援専門員更新研修の受講要件等について(通知)別紙3参照)
⑥ 修了確認	研修主催者が受講者の出席状況を確認し、修了した者に「修了証」の発行、あるいは、「介護支援専門員資質向上研修(法定外研修)の受講記録」への証明を行うこと
⑦ 提出物	研修修了を確認するため、以下の書面のうち、いずれかの提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・研修ナンバー、研修担当責任者、公印等が押印されている「修了証」 ・「介護支援専門員資質向上研修(法定外研修)の受講記録」

※「介護支援専門員資質向上研修(法定外研修)の掲示一覧」は研修ごとに掲載する必要があります。

「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準

※「ケアマネジメントに資するカテゴリ表示」の詳細については、原則、大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定されている各研修の科目、内容を基準とし、詳細例については、研修内容の目安です。

No.	ケアマネジメントに資するカテゴリ表示 (例)	(詳細例) ※介護保険制度の改正等、社会情勢の変化により変更されることがあります。
1	○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の改正に伴う介護支援業務の変化について ・介護保険制度とその周辺にある法制度の理解
2	○介護保険制度の変遷と社会的価値観の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の仕組みと生活への影響 ・介護報酬の算定と解釈 ・介護保険制度とその周辺にある法制度を活用した法令遵守
3	○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村による地域包括ケアシステムの取組みと考察 ・地域における地域包括ケアシステムの実践と高齢者生活への影響や変化
4	○相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助職としての高齢者とのコミュニケーション
5	○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への必要な対応と防止 ・高齢者の人権問題
6	○アセスメント及び居宅サービス計画等作成	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント及びニーズの把握の方法 ・居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議の意義及び進め方、モニタリング及び評価等
7	○ケアプラン作成	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画、施設サービス計画の作成 ・居宅サービス計画の実施状況の把握、訪問介護計画等の個別サービス計画との連動の重要性及びサービスの利用援助 ・施設サービス計画の実施状況の把握 ・介護予防支援の実践における倫理的な課題に対する支援
8	○自立支援のためのケアマネジメントの基本	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の考え方と介護支援専門員の役割 ・ICF(国際生活機能分類)の活用によるケアマネジメント ・様々な制度を活用した生活改善の事例
9	○ケアマネジメントのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・課題分析方式の活用、課題整理総括表の活用、評価表の活用、プロセス評価 ・業務管理、リスク管理に関すること ・予防プラン作成と自立支援
10	○ケアマネジメントに係る法令等の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントを実践する上での法令遵守 (コンプライアンス)
11	○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏域と医療圏域における環境システム ・多職種との連携方法
12	○疾患別におけるケアマネジメントの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患に関する事例、認知症に関する事例、筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例、内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例、看取りに関する事例、難病の対応事例に関すること
13	○対人個別援助技術及び地域援助技術	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における介護支援専門員の役割 ・主任介護支援専門員による介護支援専門員へのコーチング演習 ・地域住民への啓発及び伝達方法について

「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準

※「ケアマネジメントに資するカテゴリ表示」の詳細については、原則、大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定されている各研修の科目、内容を基準とし、詳細例については、研修内容の目安です。

No.	ケアマネジメントに資するカテゴリ表示 (例)	(詳細例) ※介護保険制度の改正等、社会情勢の変化により変更されることがあります。
14	○生活事象におけるケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例、認知症に関する事例、入退院時等における医療との連携に関する事例、家族への支援の視点が必要な事例、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
15	○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	・疾患別医療圏域の理解と地域ケアについて ・多職種合同における事例検討会
16	○利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	・利用者を中心としたチームケア ・事例検討会
17	○社会資源の活用と利用者の自立支援	・社会資源を活用したケアマネジメント
18	○地域包括ケアシステム及び社会資源	・地域包括ケアシステムの構築に当たって介護支援専門員に求められる役割 ・地域包括ケアを実現するためのケアマネジメントに必要な保健、医療、福祉サービスの理解 ・生活保護制度、障がい施策、老人福祉施策、地域ケア会議などに関連する機関やボランティア等との連携、協力及びネットワーク構築
19	○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	・地域における実践事例の展開と考察
20	○実践の振り返りと意見交換、講評及びネットワーク作り	・地域のネットワークの構築と活用について ・地域ケア会議の意義について ・支援困難事例における事例検討会 ・地域包括ケアシステム構築と活用効果について
21	○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	・地域課題に対する取組みや実践例の事例検討
22	○ターミナルケア	・ホスピス、緩和ケアをめぐる生命倫理に関するケアマネジメント ・地域の医療体制の理解と連携・緩和ケアにおけるチームアプローチと介護支援専門員の役割
23	○運営管理におけるリスクマネジメント	・居宅介護支援事業所等を運営する上での経営管理について ・利用者等からの苦情対応の方法と法令遵守
24	○地域援助技術	・地域援助技術の実践と計画作成の方法 ・高齢者の就労を推進するための取組み ・事件事故等についての事例検討
25	○給付管理に関すること	・介護報酬算定の意味 ・運営基準減算、特定事業所集中減算等 ・介護報酬における説明と同意

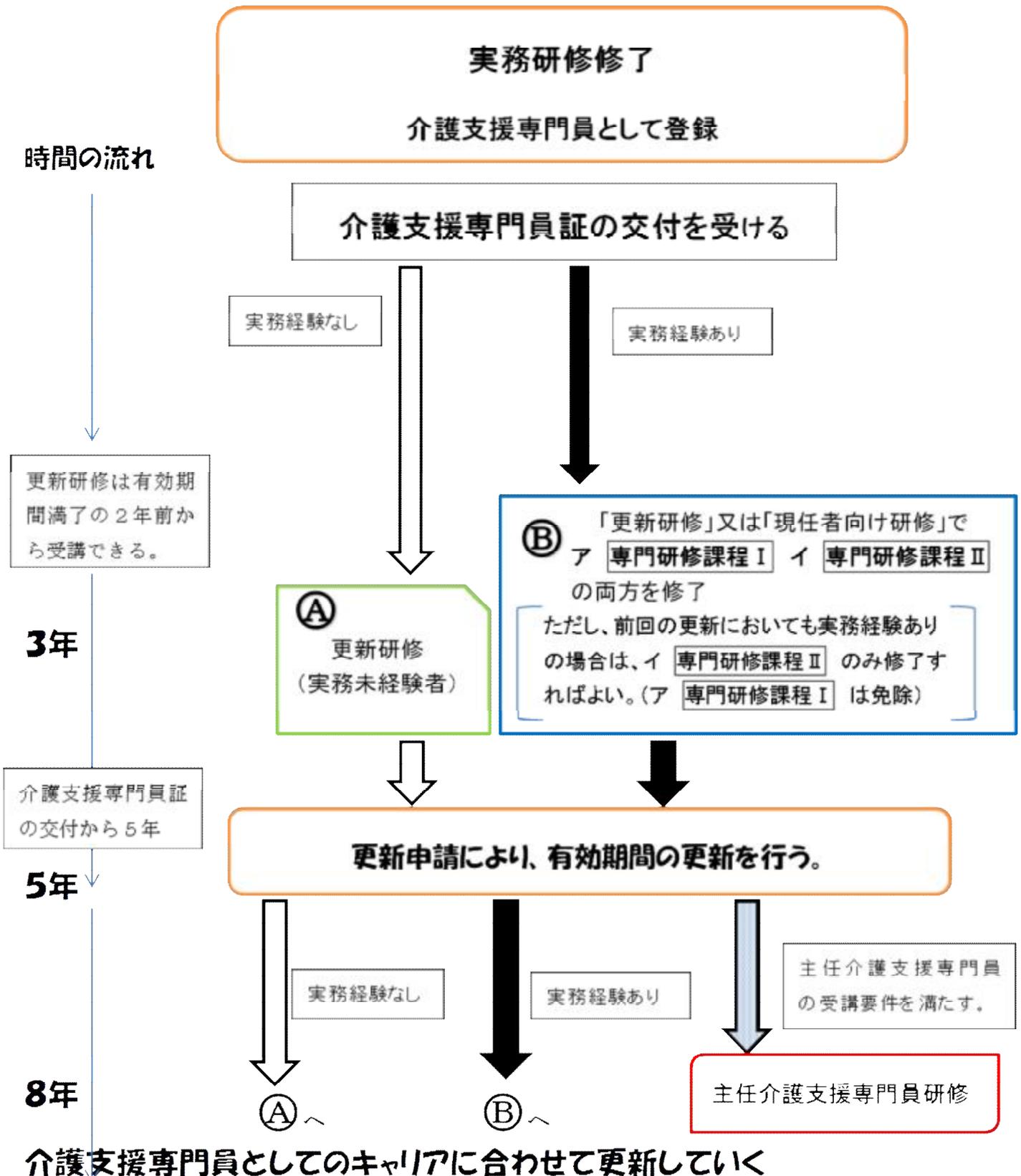
「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準

※「ケアマネジメントに資するカテゴリ―表示」の詳細については、原則、大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱に規定されている各研修の科目、内容を基準とし、詳細例については、研修内容の目安です。

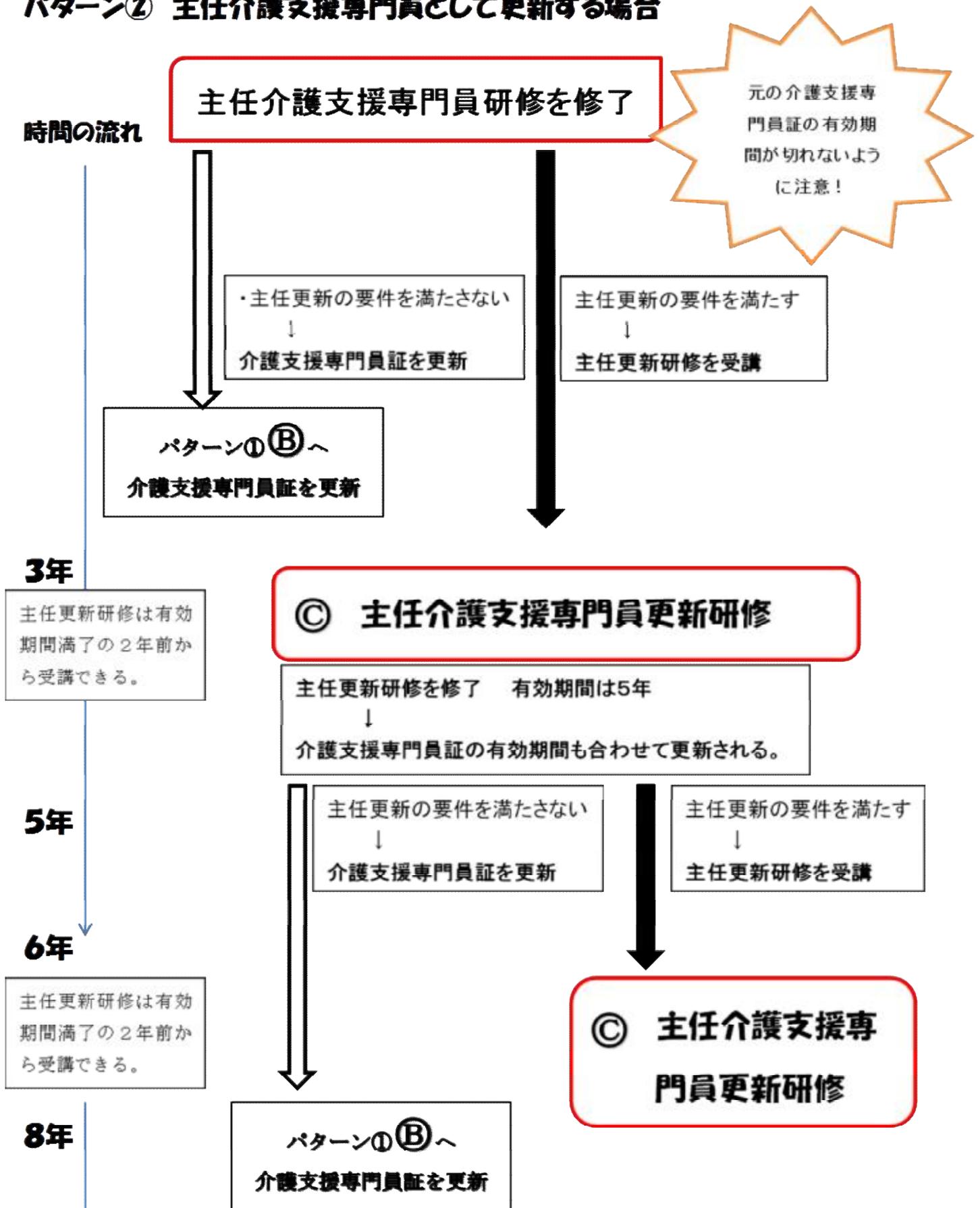
No.	ケアマネジメントに資するカテゴリ―表示（例）	（詳細例）※介護保険制度の改正等、社会情勢の変化により変更されることがあります。
26	○主任介護支援専門員の役割と視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における主任介護支援専門員の役割・地域包括支援センターの機能と役割
27	○人材育成及び業務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員研修体系の意義と考え方 ・事業所内における介護支援専門員への研修のあり方 ・事業所外、地域外の介護支援専門員への研修のあり方
28	○対人援助者監督指導	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョンの展開 ・スーパーバイザーの責務と実践 ・ファシリテーターの役割と実践
29	○個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員のスキルアップ課題の明確化と効果的な指導及び支援方法 ・プロセス評価、自己評価促進研修 ・事例の書き方の研修、事例のプレゼンテーションの仕方と訓練
30	○主任介護支援専門員の実践の振り返りと指導及び支援の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例、認知症に関する事例、入退院時等における医療との連携に関する事例、家族への支援の視点が必要な事例、社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例
31	○その他	(自由記載)

介護支援専門員として受ける研修の流れ (平成28年度から)

パターン① 実務研修を修了し、新たに介護支援専門員となった場合



パターン② 主任介護支援専門員として更新する場合

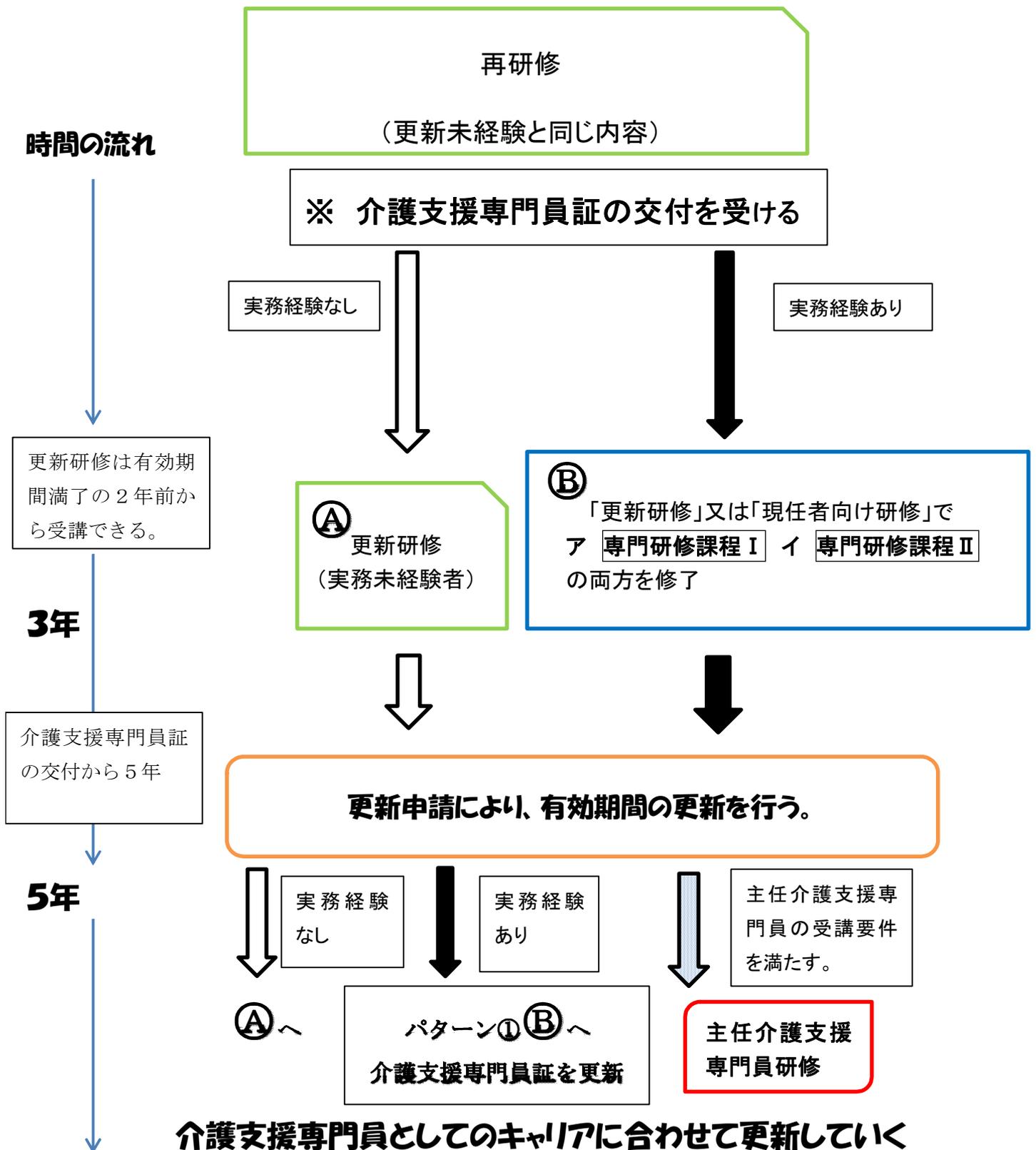


主任介護支援専門員として更新していくのか、介護支援専門員として更新していくのか、キャリアに応じて選択する。

パターン③ 再研修を受講する場合

- (1) 介護支援専門員証の有効期間が満了してしまった。
- (2) 介護支援専門員として登録した後、介護支援専門員証の交付を受けずに5年以上経過した。
- (3) 主任介護支援専門員の有効期間が満了した。

上記に当てはまる方で、もう一度介護支援専門員としての業務につく場合は、再研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。



研修種別	受講料(円)	テキスト代等	募集時期	実施時期(予定)
実務研修	53,300	別途必要	合格発表～12月中	1月～翌年3月頃(グループにより異なる。)
更新研修専門Ⅰ	35,500	別途必要	1月～2月	4月～6月
更新研修専門Ⅱ	23,700	別途必要	1月～2月	7月～12月
更新研修実務未経験	33,200	別途必要	1月～2月	4月～9月(グループにより異なる)
再研修	33,200	別途必要	4月頃 9月頃	7月～11月 12月～翌年3月
現任者向け研修専門Ⅰ	35,500	別途必要	7月頃	11月～翌年2月
現任者向け研修専門Ⅱ	23,700	別途必要	7月頃	1月～3月
主任介護支援専門員研修	60,000	込	4月	5月～翌年1月
主任介護支援専門員更新研修	36,500	込	1月頃 8月頃	4月～10月 11月～5月

介護支援専門員証の交付申請等に関するお問合せ（登録移転を除く）

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 研修センター

〒540-6591 大阪府中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル3階

電話：06-6390-4010（コールセンター）

介護支援専門員に関する問い合わせについて

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館

電話（代表） 06-6941-0351 内線4500または4475

◆大阪府／介護支援専門員情報のページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kai_goshi_en/care/

[掲載内容]

- 1 試験
- 2 介護支援専門員の各種研修
- 3 介護支援専門員証の交付申請および住所変更等について
- 4 重要なお知らせ、インフォメーション等